

下総犬と三浦犬

——『古今著聞集』の三浦義村、千葉胤綱口論の説話をめぐって——

森 野 宗 明

一、三浦義村と千葉胤綱の口論

『古今著聞集』巻第十五・閩諍第二十四は、わずか六篇の説話から成るが、その第五話に、三浦義村と千葉胤綱の口論を話柄とするものが掲げられている。史学者石井進は、『古今著聞集』の鎌倉武士たち（日本古典文学大系月報二期二十四回掲載、一九八七年平凡社刊の『鎌倉武士の実像―合戦と暮らしのおきて』にも収載）のなかで、この説話集に収められている鎌倉武士たちを主人公とした物語について触れ、それぞれに印象に残る物語であるが、「とくに三浦介義村と千葉胤綱が座席あらしから口論を始めた際、胤綱が義村を「友をくらう三浦犬」と罵倒したという一条（閩諍第二十四）は、まことに味がある」として筆頭に取り上げ、この口論の背景の史実について述べている。

たしかに、この説話に描かれているまだ若年の胤綱の剛直激越な言動は、鎌倉武士の気概の一端を覗かせて面目躍如たるものがあり、一読してすこぶる痛快である。まずは、広島大学所蔵本を底本とする「新潮日本古典集成」の『古今著聞集』（西尾光一・小林保

治校注）に拠って、その全文を次に掲げる（但し、表記はかならずしも原文のままではない。筆者の判断で手を加えた箇所がある）。

鎌倉の右府の將軍（＝源実朝。注ハ筆者ノモノ。以下同ジ）の家に、正月朔日、大名ども参りたりけるに、三浦の義村、もとより候ひて、大侍のおおまじの座上に候ひけり。その後、千葉の介胤綱、参りたりける、いまだ若者にて侍りけるに、多くの人を分け過ぎて、座上せめたる義村がなほ上に居てけり。義村、しかるべくも思はで、いきどほりたる気色にて、「下総犬は、臥処ふしどを知らぬぞとよ」と言ひたりけるに、胤綱すこしも気色変らで、とりあはず、「三浦犬は友を食ふなり」と言ひたりけり。輪田左衛門（＝和田義盛）が合戦のことを思ひて言へるなり。ゆゆしくとりあはずは言へりける。

和田義盛の合戦とは、建保元年（一二二三）五月に、侍所別当の要職にあった和田義盛とその支持勢力が、北条勢力の一掃を謀って蜂起した合戦を指す。鎌倉市中を戦場が展開されたが、和田義盛方は全滅した。義盛は三浦一門の長老であり、三浦氏の嫡流義村とは従兄弟という血のつながりの濃い関係にあった。『吾妻鏡』

建保元年五月二日の記事によれば、義村は、当初この蜂起に与同し、北門警固を担当する旨の起請文までも認めたが、直前になって心変わりし、「内親の勧め」に従って、源義家の時以来服属してきた累代の主君に弓を引くような真似をしては、「天譴」を蒙ることになろうと考えて、北条義時に密告したという（以下『吾妻鏡』は、図書刊行会の『増訂吾妻鏡』に拠る）。和田派の敗戦は義村の心変わりによるところが大きいと考えてよい。永原慶二は、『中世成立期の社会と思想』一九七七年・吉川弘文館の「Ⅱ 思想と人物」『四鎌倉武士の面影』（雑誌『太陽』一九六七年・六九号に初載）のなかで、義村の寝返りについて、同族の誼を重んずべきか、主君への恩誼に生きるべきか、その矛盾に悩み抜いたすえの選択とみる。たしかに義村の行動を身の保全のみを考えた打算として断ずるのは酷であるが、血縁関係を重んじ、同族結合を大事にする観念の根

強い東国武士の世界では、これは風上にも置けぬ背信と映る。しかも、同じく『吾妻鏡』建保元年五月四日の記事によれば、義村は政所前での戦闘に参加し、その先陣を進んだと主張して波多野中綱と功を争い、嗷々の論に及んだという。このような行動も、マイナスにはたらし、伝統的な精神風土に生きる武士の間には、破廉恥な振舞いとし、眉をひそめる者が少くなかったであろうことは十分に考えられるところである。さらにいえば、建保七年（一一一九）一月の実朝を公暁が殺害した事件の折、および貞応三年（一一二四）閏七月の義時未亡人伊賀氏一族の將軍廢立陰謀事件の折の義村の行動は不透明で、『吾妻鏡』が北条氏サイドに立つ産物である点を割り引いても、義村の人物像については、保身の術にたけた策謀の士という印象が強いつきまとう。あるいは、そのような義村のイメージ

が、この説話の形成に一役買っているといえようか。

なお、石井進は、『古今著聞集』第巻二十・魚虫禽獸第三十の末尾の説話に登場する「小早河美作の茂平」（諸本、小田河に作るが、小早河の誤とするのが通説）に注目し、小早河茂平が和田合戦の際に義盛に与した土肥氏の出身で、没落したため相模を離れて安芸の沼田荘に本拠を移したと、西園寺家を介して、この説話集の作者橋成季と交渉があったと推測されることを論じて、「まったくの空想であるが」としながらも、「友をくらう三浦犬」の物語の背後には、和田合戦に一族を失った小早河茂平の姿が、何となく見えがくれするようである」と記している。小早河茂平と橋成季との間につながりがあるならば、鎌倉武士に関する有力な情報源を作者は持っていたわけで、三浦義村に関しても、先述したような人物像が脳裡に刻まれていたとしても不思議ではない。

千葉胤綱に目を移す。長くはない生涯であったこの人物の事蹟・行状について知り得るところは少いが、承久の乱前後の頃が、もっとも華やかな時期であった。挙兵から幕府草創の頃の頼朝を助けて功績のあった有力御家人千葉介常胤の曾孫として千葉氏嫡流を継いだ胤綱が、はじめ『吾妻鏡』に登場するのは、承久元年（一一一九。建保七年四月十二日承久ト改元）七月十九日の条である。当時二歳の三寅（藤原頼経）が鎌倉に下着、義時の大倉亭に入ったが、その供奉の行列に狩装束を着用して従った有力御家人たち十人のなかに、三浦義村、北条泰時、足利義氏などと並んで「千葉介」胤綱も加わっている。『承久記』（古活字本）によれば、胤綱は、三寅を迎えるために幕府から派遣された御家人の一人で、その下向の警護にあたっては後陣を務めた。翌承久二年十二月朔日、三寅の着袴の

儀が大倉亭で執り行われたが、その際にも、小侍^{こまがひ}に着座した御家人として胤綱は、泰時、義氏、義村、小山朝政に次いでその名が挙示されており、御家人層のなかでも重きをなした存在であったことがわかる。東国の代表的豪族武士団の一つである千葉氏の惣領として一族を統率していた父成胤が建保六年（一二二八）の四月十日に没し、胤綱がその遺跡を継いで御家人層中枢の仲間入りを果たしたのであった。成胤が病悩はなはだしく重態に陥った時、実朝は、特に見舞の使者を遣わして、子孫のこと、殊に憐愍を加えられるべき旨を伝えさせている（『吾妻鏡』建保六年四月十日の冬）。常胤以来の忠節が篤く賞せられた故であろう。その余沢が胤綱に桧舞台への途を開いたのである。

承久三年（一二二二）五月、承久の乱が起こる。北条泰時・時房以下の東軍は、東海・東山・北陸の三道から進撃したが、『吾妻鏡』承久三年五月二十五日の記事によれば、東海道方面軍の大將軍は、「相州（一）時房、武州（一）泰時、同太郎（一）時氏」、武蔵前司義氏、駿河前司義村、千葉介胤綱であった。『承久記（古活字本）』に従えば、一陣が時房、二陣が泰時、三陣が義氏、四陣が義村、五陣が胤綱という陣立てで、いずれにしても、胤綱は、北条・源家以外の御家人を代表する重鎮の一人として、三浦義村とともに、おそらくは義村よりかなりの若年であったにもかかわらず、大將軍という重職に任用されたのである。さらに東軍勝利の後に、胤綱は、官軍方の主謀者の一人坊門大納言忠信の身柄を預けられる（『吾妻鏡』承久三年六月二十五日、同年八月一日の条）。これも、しかるべき有力御家人を選定して托せられる任務であり、合戦の際における胤綱の働きぶり、胤綱に寄せられた信頼の高さを推し測るうえで重要

な材料となる。

右に見たように、承久の乱前後の胤綱の活躍はまことに目覚ましい。ところが、それ以後になると、消息がつかめない。『吾妻鏡』には、以後、貞応三年（一二二四）十一月二十日（天元ト改元）三月十九日の条に胤綱の家が焼亡したという記事、安貞二年（一二二八）五月二十八日条にその他界を報じた記事を見出すのみである。

『吾妻鏡』によれば、享年は二十一歳であった。それに従えば、承久の乱の際は十四歳ということになる。東海道方面軍の大將軍の一人に名を連ねている泰時の長男時氏の十九歳にくらべても、いかにも年齢が低すぎる。幕府首脳部に何らかの配慮があったと仮定しても、大將軍の重責を背負うのは不自然という感を否めない。この点については、『統群書類従』系図部所収の『千葉系図別本』の記事「安貞二年戊子五月廿八日卅三歳逝去」が無難な線を示す。三十三歳であったとすれば、乱の際には二十五歳で、若年ではあるが、その器量さえあれば、大將軍の一翼を荷なっても不釣合ということはない。もっとも、『千葉系図別本』は、『吾妻鏡』にも、『統群書類従』系図部所収の『千葉系図』にも見出せない「從五位上修理大夫」という官位叙任記事があり、信憑性という点で、その利用には慎重を期すべきであろう。なお念のために言い添えれば、『千葉系図』においても胤綱の享年を二十一歳とする。

話を義村、胤綱の口論にもどす。説話である点、史実との軽率な混同は、厳に慎まなければならないが、それにしても、数少ない胤綱関係記事として、その人物像をつかむうえで参考にはなる。和田合戦の際の義村の行動を卑劣な裏切りとして嫌い、晴れの場^{はら}で大名たちの座上を占める義村に傲岸不遜の態度を見て、あえて長幼の序

を無視し、義村の上席にどっかと腰を据えた大胆な振舞、犬にたとえての最大級の侮蔑に、ひるむことなく同じく相手を犬にたとえて鋭く切り返した応答には、潔癖、剛直な若者のイメージが鮮やかに捉えられていて、一種の爽快感を喚ぶ。そこに、承久の乱の際の東海道方面軍の大将軍の一人として勇戦奮りを重ねて思い描くのは、読みすぎであろうか。

もし、この説話の種子になるような衝突が実際に二人の間に起こったとするならば、それは、承久の乱前後の時期でのことであろう。若年とはいえ、胤綱は、父の遺跡を継いで千葉介を称し、千葉氏の惣領の地位にある。千葉氏の頼朝拳兵以来の功績は、三浦氏のそれに遜色がない。また、「介」という受領名を称する有力在庁官人系の豪族という点でも肩を並べる。義村は、『平家物語』(寛一本)の巻九・三草勢揃、巻十・藤戸によれば、早く源平合戦にも参加しており、右兵衛尉、左衛門尉を経て承久元年には、源氏・北条氏を除いては、御家人としてはじめて駿河守として国司に任用されている。経験の深淺、官歴の優劣という点では、胤綱は、はるかに及ばない。しかし、家の格ということでは、この当時の言葉でいえば「対揚」(対等)、いや千葉氏の方が上という自負が、惣領となった若者の胸底には強く存したにちがいない。そうした自負が、潔癖、剛直な性格と一つになって、義村の上にあえて座を占めるといった無作法、傲慢ととられてもしようのないような行動へと胤綱を衝き動かしたのである。そのような精神の高揚が認められるとすれば、それは承久の乱前後が時期としては、もっともふさわしい。

二、座席争い

ところで、義村と胤綱の口論の発端は、座席争いであった。座席の順位すなわち席次は、序列での位置すなわち地位 status の表徴であり、その人物の格付けが端的に表現される。將軍と御家人の關係ということでは、源家一門、北条氏その他の御家人すべて等しく、將軍は主君、一方はその家人という主従關係に基づく結合であり、そのかぎりにおいては、御家人はみな「傍輩」である。『吾妻鏡』文治三年八月四日の条に、熊谷直実が、鶴岡八幡宮放生会の流鏝馬の折に的立ての役を命ぜられ、それを不服として、「御家人者皆傍輩也」と言い、射手は騎馬、的立ては歩行で、両者の間には勝劣の格差がある、將軍の命でも従いがたいとして頼朝の命を拒否したという記事があるが、しかし、笠松宏至が『法と言葉の中世史』(一九八四年・平凡社)の「I 中世の『傍輩』」で指摘しているように、「傍輩」の平等・対等性はあくまでも精神的な次元のものであって、現実の御家人相互の關係ということになれば、それぞれの間に優劣強弱の差があり、有力御家人と劣勢の御家人とが分化し、そこに序列が存在するのは動かしがたい事実である。そうした序列・格付けの顕著な表徴の一つが席次であり、『吾妻鏡』の記事のなかにも、席次をめぐる逸話を拾い出すことができる。

文治二年(一一八六)正月、頼朝が鶴岡八幡宮に参詣、神拝した折に、供奉の御家人たちは左右に分かれて廟庭に着座した。千葉胤頼は父常胤と向き合って位置を占め、いささか座を下方に寄せて着座した。人々はそうした父子の対座を是としなかったが、これは頼朝の意向によるものであった。常胤と胤頼は父子ではあるが、胤頼

がすでに五品(従五位下)の位階を帯びているのに対して、常胤は六位にとどまる。官位は君(天皇)の授けるところであり、尊重するのは当然であるというのが頼朝の判断であった(文治二年一月三日の条)。この出来事には、藤直幹が『中世武士社会の構造』(一九四四年・秀英社)の「第三章支配の形態の変遷・一、独裁政治」で指摘するように、父子という家族的秩序と官位という律令的制度秩序との相克が見られる。頼朝は、社会関係秩序の一標準として官位を取り上げ、それを家族的秩序に優先させたが、東国の御家人たちの間には、伝統的な同族結合の核たる家族的秩序を重視する価値意識が依然として強固であった。官位に対しては權威の表徴としての重みを東国の武士も認め、叙位叙官に与ることを榮譽として望んでおり、また、格付けの優劣を決める尺度としても、その有無・上下は、客観性を備えているという利点があるが、それでも、官位という法制秩序と家族的秩序を天秤にかけると、家族的秩序へ傾斜する度が、東国の武士の世界では強かったわけである。そうした価値意識は、和田合戦における義村の行動を否とする心情と根を同じくする。胤頼がいささか座を下方にずらせたのは、主君頼朝の命と父に対する子としての礼との板ばさみにあって、ぎりぎりのところ調整を図った苦心の振舞である。

さて、頼朝は、建久元年(一一九〇。文治六年四月二十五日ニ建久ト改元)十一月に入洛、権大納言をして右近衛大将に任せられる。翌二年一月にはそれまでの家政機関公文所を政所と改称し、翌三年に征夷大將軍に任せられると、御家人に発給する下文の形式を改め、従来の自署判下文を回収して、家司の連署による政所下文に切り替える(『吾妻鏡』建久三年八月五日の条)。建久年間、幕府

機構の整備、御家人の組織統制の強化が精力的に推進された時期である。同四年一月一日には、「人々座敷次第」が定められ、頼朝自筆の「式目」が下された(『吾妻鏡』同日の条)。席次に関する規定が法制化されたわけであるが、当然これも、御家人の組織統制の強化を意図して秩序の確立を目指した法式的制定である。その内容は、記載がないので分明的ではないが、先述の胤頼の席次に関する話から推して、官位の有無・上下を優先させる方向での規準の設定であったと推測される。

頼朝没後に席次をめぐる注目すべき出来事が起こる。『吾妻鏡』建保六年七月八日の記事によれば、その日、左大將家(將軍実朝)の御直衣始めの儀があり、鶴岡八幡宮に参詣した。その際に随兵の列序について三浦義村が異議を申し立てた。供奉の御家人は左右二列の隊列編成で、義村は上位の左に、長江四郎明義がその右に並ぶようにと定められた。義村は、明義が高齢との理由から、自分が上席を占めるのは礼節に反して従いがたいと謙退したのである。それに対して明義は、義村が「有官」であるうえに三浦一門の惣領であることを理由として、左を占めるのが当然であると主張し、両者譲らず時刻が推移した。結局実朝の裁定で、両者の言い分はもったものであるが、老先短い明義にとっては、晴の場で義村の上席を占めることは、子孫の名譽ともなろうということでも収まった。頼朝の時代に制定された方式を何事によらず先例として遵守する風が強かった頃であっても、かならずしも官位の有無・上下が絶対というわけではなく、依然として長幼の序の重視も礼節の大きなポイントとして捉えられていたことを物語る出来事である。

この出来事の当事者の一人が義村であるのは、興味深い。この出

来事と義村・胤綱の口論をめぐる説話ををただちに結びつけて云々するわけにはいかないが、この出来事を通して、義村という人物には、長幼の序にこだわらず年長者を立てようとする面のあることを垣間見ることが可能であり、そうした性格を具えた人物像と、この説話において描かれている、弱輩にもかかわらず、大先輩として遇するのが当然である義村を無視し、その上座に腰を据えた胤綱の振舞を、黙過し得ない無作法として悪罵を浴びせる義村の人物像とは、符節を合わせたようにきれいに一致する。この説話は、かなりの確に三浦義村という人物の一面を伝えているといつてよさそうである。

もっとも、だからといつて、両者の座席争いを、もっぱら義村あるいは胤綱の性格に還元して論じようといつても、毛頭ない。何よりも肝要なのは、すでに述べたように、序列の格付けの表象としての席次に寄せる御家人たちの関心は並々ならぬものがあり、東国武士の気質も絡んで、席次が悶着のもとになりやすかったという事実、したがって、この類の座席争いそのものは、義村と胤綱という組み合わせだからこそ起つたのだというわけではなく、広く起り得る下地があった、ということの確認である。そうした下地があればこそ、この説話も、なるほど有りそうな話として真実みを帯びるのであり、争いをめぐる義村・胤綱の人物像も、その下地を前提として確認したうえで、論じられなければならない。

三、悪口と犬

座席争いから義村、胤綱は口論し、どぎつい悪口の応酬となる。悪口といつても、『古今著聞集』巻第十六・興言利口第二十五の五

七六話にみられるような、親しい友人がおたがいに「荣性法師め、親まけ、親まけ」、「茂通も、親まけ、親まけ」とやり合つて興じるという類の、たわむれとしての悪口は、罪がなくてよいが、文字どおり相手を罵り傷つける悪口は、場合によっては思わぬ事態を惹き起す引き金となる。同説話集、鬪諍の序にあるように「鬪諍の起くるや、少より大に及ぶ。ただに雄を闘ふのみにあらずして、多くは以て死を決す」ところまでエスカレートしかねない。武士の場合は、ささやかなことから言いつのり、過言がおたがいを刺激して、それぞれの一族、縁者が加勢に駆け付け、あわや武力衝突という事態になることが、ままあつたらしい。御家人どうしの鬪諍は、幕府の頭痛の種であつた。

その意味で、貞永元年（一二三二。寛喜四年四月二日改元）制定の「御成敗式目」第十二条は興味深い。これは悪口禁止令で、「悪口咎事」として、「右鬪殺之基、起_レ自_レ悪口。其重者被_レ処_レ流罪、其軽者可_レ被_レ召籠_レ也。問注之時、吐_レ悪口、則可_レ被_レ付_レ論所於敵人_一也。又論所事無_レ其理者、可_レ被_レ没_レ収他所領。若無_レ所帶者、可_レ被_レ処_レ流罪也」（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻による。ただし句読点、返点は筆者）と規定されている。『御成敗式目』以前には、悪口を罪とする伝統がなく、式目独自の規定であるという。ただし、『中世法制史料集』の補注によれば、悪口と認定された事例は、意外に少いという。認定された事例としては、「恩顧の者」「乞食非人」「逆罪」が挙げられている。なお言い添えれば、弘長二年（一二六二）、近江国の奥島庄の百姓たちが連署して取り決めた「近江奥島庄隠規文（隠し規文）」（『中世政治社会思想下』—『日本思想大系』所収。百瀬今朝雄校注）にも悪口罪の規

定がある。それによれば、「悪口輩」は、庄内を追放され、「妻女子息」であっても、「千万悪口」に及べば、小屋を払い焼かれる決まりであった。百瀬今朝雄によると、悪口を利敵行為とみての禁止という。また林屋辰三郎は、この悪口は、村民共通の利益を害うような言動であろうとする（『中世文化の基調』一九五三年・岩波書店）の「序説」にかえて「参照」。いずれにしても、悪口を組織の秩序を乱す悪とし、罰則を設けて対処しようとしたのは、幕府には限らなかったのである。

さて、「恩顧の者」「乞食非人」の類が悪口と認定されるのであれば、相手を犬呼ばわりするなど、もってのほかの悪口ということになるであろう。

中世において人を犬に喩えた例の一つに、「日本国の武士の中に源平二家と申して、王の門守の犬二疋候ふ。」（『昭和日蓮聖人遺文』第三卷・「三五〇・上野殿御返事」）。ただし表記は一部筆者の判断で手を加えた」という例がある。源平両家の職務・役割を朝家守護の番犬に喩えたもので、『太平記』巻第二十三の「就直義病悩上皇御願書事」のなかで、持明院上皇が足利直義を指して「爪牙之良将」と表現したその「爪牙」に置き換え得るものである。『日本書紀』神代下の火酢芹命と彦火火出見尊の物語の条の一書にみえる、彦火火出見尊に許しを乞うた兄火酢芹命の子孫隼人が、「狗人」として吠声を発し宮牆の警固をその務めとすることになったという伝承の「狗人」に通ずるところがありはするが、ことさらに源平両家を蔑視しての使用とは思えない。

右のように、かならずしも露骨な蔑視とは認めがたい例もあるが、それはきわめてまれであり、人を犬に喩えた例のほとんどは、現

代語の「犬畜生」と同じく、強い侮蔑感を喚び起す類と認められる。

たとえば、道元は、『正法眼蔵』第三十七菩提分法のなかで、出家根本主義の立場から、在俗達道を説く輩を「人面狗」「人皮狗」と痛罵しているが、これなどは、その代表的な例である（成沢光『政治のことは意味の歴史をめぐって』一九八四年・平凡社の「国家意識と世界像をめぐって」の章、「刃土小国」と日本の「道元の抵抗」の条参照）。

また、『十訓抄』第十・可庶幾才去事の六四（泉基博編『十訓抄本文と索引』に拠る）には、源俊明が、何事にも決して涙をこぼすことがなかったので「犬目ノ少将」と言われたという話がある。「日本語学」の一九八五年一月号の拙稿「中古語研究の現状と問題点」で取り上げたことであるが、心情の豊かな流露としての落涙は人間独特のもので、その意味において涙こそは、人間と畜生とを弁別し差別する表徴であるとする観念があり、すこしでも、物のあわれを解する人間ならば、折に触れて涙をこぼすのが当然であって、涙を見せぬ人間などは、畜生同然と蔑まれたのである。その卑しむべき畜生の典型として犬が引き合いに出され、「犬目」なる言葉が用いられたのであろう。「犬目の少将」というあだ名には、王朝のみやびとは無縁と見做された人物に対する嘲笑の響きがある。その人物が、王朝のみやびの体現者であることが当然として期待される貴族であるだけに、この揶揄は辛辣である。源俊明の少将在任は、天喜元年（一〇五三）から延久二年（一〇七〇）の間であり、時代を溯るが、この「犬目」に中世における蔑視観念の投影を読み取ることの障害とはならない。

なお念のために言い添えれば、『枕草子』の翁丸の落涙も、涙の有無が人間と畜生とを分つ表象であるとする観念が常識となっているからこそ、清少納言や定子にとつて驚くべき事件として受け留められたのである。

さて、義村と胤綱に目を向けよう。義村の発話「下総犬は、臥処を知らぬぞとよ」は、聖域視されている場所であろうとなかろうと、いわば気随気儘に徘徊・出入して寝そべり座りこむ犬の習性に焦点を合わせ、そうした徘徊的習性にかたどつて胤綱の無作法をなじり、卑陋なること犬さながらと嘲罵したものである。

『吾妻鏡』に、犬の徘徊的行動に関する記事が散見する。嘉祿三年（一二二七）四月十二日の条には、幕府の御畳の上に犬の糞があり、驚いて百怪祭（陰陽道における災厄除去の祭りの一つ）を行ったという記事がある。同種の記事は、寛喜元年（一二二九）三月五日（安貞ヲ改元）五月二十一日の条にもみえる。犬の糞が、御所の常の御座の上にひり懸られていたという。早速占わせたところ、將軍が病事を悩み、口舌を聞くことになるであろうという勅文が奏上された。

人ならば、たやすく出入を許されない貴所にも、犬は侵入する。時には排便して、常に清浄を保つべき場所を汚染する。路傍の排泄物には注意を払わない人間も、貴所を汚す排泄物には狼狽する。それを不吉の兆として受け取り、不気味なメッセージの意味を解読しようとする。災厄の降りかかるのを除去しようと努める。

こうして、犬の徘徊的行動は、放埒・卑陋のイメージを喚起するばかりではなく、不浄・災厄を持ち込み撒き散らす、まがまがしい厄介者というイメージをも喚起する。不浄といえ、犬は、死穢・

産穢の発生源として、また死穢をもたらす媒体としても、厄介視された。この点に関しては黒田日出男が「姿としぐさの中世史」一九八三年・平凡社）の「犬」と「鳥」の条で考察しており、筆者も「平安時代における触穢観と犬」（筑波大学紀要「文芸言語研究文芸篇12」一九八七年九月）で論じたので、小稿では立ち入らない。

胤綱の発話「三浦犬は友を食ふなり」はどうか。鎌倉時代の文獻のなかに「人食ふ犬」なる言葉を見出すことがある。見さかしくなく、むやみに人に噛み付く犬のことをいう。藤原俊成の娘の『たまきはる』（『健寿御前日記』『健御前の記』とも）には、八条院に参り初めた頃の作者が、「ひたひ」という名の「人食ふ犬」によく似た黒犬と顔を合わせた体験を回想した記事があり、『古今著聞集』巻第十六・興言利口第二十五にも、一条能保の隨身下太友正が、「ことになのめならず人食ふ犬」を打擲して懲らしめたという説話がある（五二五話）。

「人食ふ犬」は、危険であり恐ろしい。『徒然草』百八十三段は、「人突く牛をば角を切り、人食ふ馬をば耳を切つてそのしるしとす……人食ふ犬をも養ひ飼ふべからず。これみな科あり。律の禁なり。」と記す。「律」とは養老律令の律であり、嚙犬くはに関する厩庫律を指す。（『日本思想大系』所収『律令』30雑令の補注23参照）

こうした危険な「人食ふ犬」は、とりわけ強い暴戻・兇猛というイメージを喚起する。胤綱の発話は、「人食ふ犬」のイメージを踏まえ、それを一ひねりひねった嘲罵であろう。見さかしくなく人に食らい付く、危険で兇猛な犬のことはよく耳にする。しかし、いくら愚癡を本性とする畜生とはいえ、友は友、いまだその友にも食らい付く犬などは聞いたことがない。ところが、三浦犬に限っては、友

を食らうような。兇猛どころの段ではない。なんとまあ、無道、破廉恥な犬もいることか。はばかりながら下総犬は、臥処を知らない粗野な犬かもしれないが、友を食らうなどというひどいことをする犬は一匹もない。無作法呼ばわりは片腹痛い。節義にもとる義村こそ、犬にも劣る人非人、東国武士の名折れではないか……。胤綱が発話に籠めた心情を汲み上げながら細述すれば、以上のようになる。

相手を犬に喩えての義村の嘲罵は、天に向かつて唾する行為であった。それは、同じく犬に喩えた強烈な嘲罵を胤綱が浴びせる材料を提供する恰好になった。この勝負、明らかに胤綱の勝ちである。

『古今著聞集』の成立は、建長六年（一二五四）である。作者橘成季は、『御成敗式目』に公家法には見られない、悪口罪という珍しい条目のあることを承知していたと考えてよい。烈しい悪口の応酬に焦点を絞った簡潔な構成は、臨場感を盛り上げて、迫力がある。東国武士の世界における悪口の重みといったことを十分に心得ての工夫であろう。

四、しめくくり

以上『古今著聞集』巻第十五・闕諍第二十四の三浦義村と千葉胤綱の口論を話柄とする説話について、解説を試みた。「二 座席争い」「三 悪口と犬」について紙幅を費やしたが、それぞれ相応の分量を充てて論ずべきテーマであり、小稿は、かなり肌理の粗い考察で終わってしまった。別の機会に改めて取り組んでみたい。

最後に『吾妻鏡』寛喜三年（一二三三）九月二十七日の条を紹介しておく。この日、鎌倉は名越の辺で騒ぎが起こった。北条朝時第

に敵が打ち入ったということで、兄泰時は評定の座から応援に駆け着けた。その泰時の行動に対して、執権という重職にある身としては軽率に過ぎると諫める者がいた。泰時は、その諫言を諒しなげらも、人の世にあるのは血縁を思うが故であり、眼前に兄弟の殺害されるのに手を拱いていたら、世間の誇りを招くであろう、そうなくては執権の座にいても意味がない、武士の道には身分の軽重はかわりないと答えた。義村はその言葉を傍で聞いていて感涙を拭いた。そして御所の御台所で祇候する男女に語って聞かせたという。かつて一族の長老を裏切り、多くの同族を死に追いやった苦い経験のある義村は、どのような思いで泰時の言葉を聞いていたのであろうか。

（筑波大学文芸・言語学系教授）